

# 第二期守口市子ども・子育て支援事業計画

中間見直し（素案）

令和 年 月

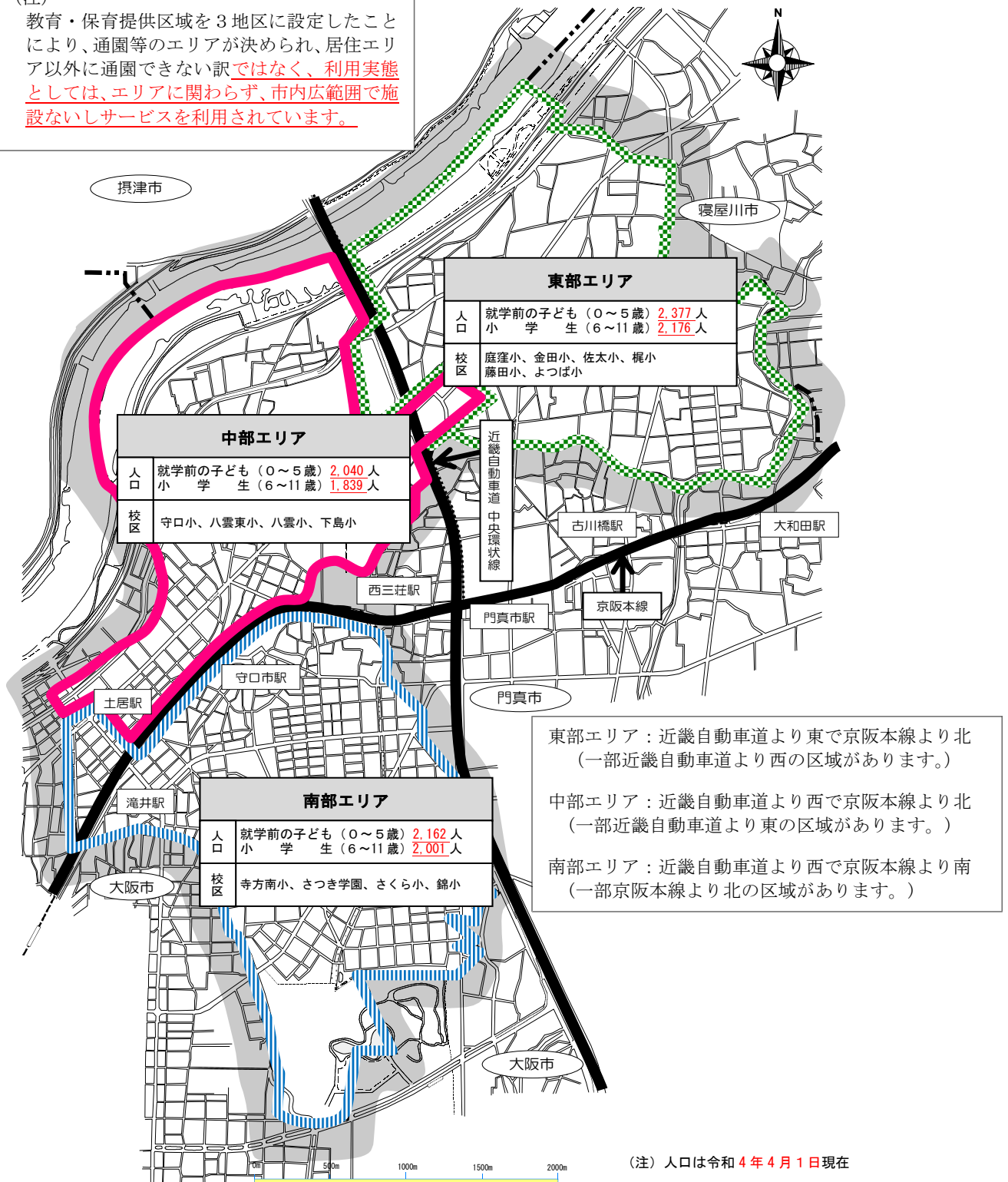
## 第7章 事業計画

## 1. 教育・保育提供区域の設定

第二期守口市子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、幹線道路や鉄道路線等交通環境、子どもの人口および教育・保育施設の分布状況を踏まえ、教育・保育提供区域について、第一期計画と同様、東部エリア、中部エリア、南部エリアの3地区に設定していますので、今次の中間見直しにあっても、市域全体に加え、3エリアごとの見込みを検証します。

(注)

教育・保育提供区域を3地区に設定したことにより、通園等のエリアが決められ、居住エリア以外に通園できない訳ではなく、利用実態としては、エリアに関わらず、市内広範囲で施設ないしサービスを利用されています。



## 2. 教育・保育の量の見込みと確保方策および実施時期

教育・保育の量の見込みについて、以下の区分で設定します。

| 認定区分 | 区分     | 対象   |                      | 利用が想定される施設・事業          |
|------|--------|------|----------------------|------------------------|
| 1号認定 | (1)-1  | 3～5歳 | 専業主婦(夫)家庭<br>短時間就労家庭 | 認定こども園・幼稚園             |
| 2号認定 | (1)-2  | 3～5歳 | 共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭  | 認定こども園・幼稚園             |
| 2号認定 | (2)    | 3～5歳 | 共働き家庭等               | 認定こども園・保育所             |
| 3号認定 | (3)(4) | 0～2歳 | 共働き家庭等               | 認定こども園・保育所・<br>地域型保育事業 |

(1) - 1 1号認定（専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭）【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がない認定区分です。

(1) - 2 2号認定（共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭）【3～5歳】（新2号※）

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される区分です。

【令和4年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

|        |         |                                |
|--------|---------|--------------------------------|
| 幼稚園    | 1か所(0)  | 東部:0か所(0)、中部:1か所(0)、南部:0か所(0)  |
| 認定こども園 | 26か所(3) | 東部:10か所(1)、中部:7か所(1)、南部:9か所(1) |

【量の見込みと確保方策】（単位:人）

| 市全体    |            | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 1号         | -     | -     | -     |       |       |
|        | 2号         | -     | -     | -     |       |       |
|        | 合計         | -     | -     | -     | 1,132 | 1,147 |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設  | -     | -     | -     | 1,308 | 1,323 |
|        | 確認を受けない幼稚園 | -     | -     | -     | 175   | 175   |
|        | 合計         | -     | -     | -     | 1,483 | 1,498 |
| ②-①    |            | -     | -     | -     | 351   | 351   |

| 東部エリア  |            | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 1号         | -     | -     | -     |       |       |
|        | 2号         | -     | -     | -     |       |       |
|        | 合計         | -     | -     | -     | 399   | 405   |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設  | -     | -     | -     | 548   | 560   |
|        | 確認を受けない幼稚園 | -     | -     | -     | 0     | 0     |
|        | 合計         | -     | -     | -     | 548   | 560   |
| ②-①    |            | -     | -     | -     | 149   | 155   |

| 中部エリア  |            | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 1号         | -     | -     | -     |       |       |
|        | 2号         | -     | -     | -     |       |       |
|        | 合計         | -     | -     | -     | 307   | 307   |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設  | -     | -     | -     | 264   | 267   |
|        | 確認を受けない幼稚園 | -     | -     | -     | 175   | 175   |
|        | 合計         | -     | -     | -     | 439   | 442   |
| ②-①    |            | -     | -     | -     | 132   | 135   |

| 南部エリア  |            | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 1号         | -     | -     | -     |       |       |
|        | 2号         | -     | -     | -     |       |       |
|        | 合計         | -     | -     | -     | 426   | 435   |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設  | -     | -     | -     | 496   | 496   |
|        | 確認を受けない幼稚園 | -     | -     | -     | 0     | 0     |
|        | 合計         | -     | -     | -     | 496   | 496   |
| ②-①    |            | -     | -     | -     | 70    | 61    |

(2) 2号認定（共働き家庭等）【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和4年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

|        |         |                                |
|--------|---------|--------------------------------|
| 認可保育所  | 4か所(0)  | 東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)  |
| 認定こども園 | 26か所(3) | 東部:10か所(1)、中部:7か所(1)、南部:9か所(1) |

【量の見込みと確保方策】（単位:人）

| 市全体    |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み |           | -     | -     | -     | 2,049 | 2,076 |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設 | -     | -     | -     | 1,910 | 1,975 |
| ②-①    |           | -     | -     | -     | △139  | △101  |

| 東部エリア  |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み |           | -     | -     | -     | 744   | 754   |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設 | -     | -     | -     | 770   | 827   |
| ②-①    |           | -     | -     | -     | 26    | 73    |

| 中部エリア  |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み |           | -     | -     | -     | 651   | 653   |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設 | -     | -     | -     | 510   | 518   |
| ②-①    |           | -     | -     | -     | △141  | △135  |

| 南部エリア  |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み |           | -     | -     | -     | 654   | 669   |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設 | -     | -     | -     | 630   | 630   |
| ②-①    |           | -     | -     | -     | △24   | △39   |

(3) 3号認定（共働き家庭等）【0歳】

0歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和4年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

|           |         |                                |
|-----------|---------|--------------------------------|
| 認可保育所     | 4か所(0)  | 東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)  |
| 認定こども園    | 26か所(3) | 東部:10か所(1)、中部:7か所(1)、南部:9か所(1) |
| 小規模保育事業等  | 24か所(0) | 東部:6か所(0)、中部:10か所(0)、南部:8か所(0) |
| 企業主導型保育事業 | 7か所(0)  | 東部:1か所(0)、中部:4か所(0)、南部:2か所(0)  |

(注) 企業主導型保育事業は、届出施設数（令和4年9月1日時点）

【量の見込みと確保方策】（単位：人）

| 市全体    |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み |           | -     | -     | -     | 322   | 316   |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設 | -     | -     | -     | 275   | 283   |
|        | 特定地域型保育事業 | -     | -     | -     | 123   | 123   |
|        | 企業主導型保育事業 | -     | -     | -     | 0     | 0     |
|        | 合計        | -     | -     | -     | 398   | 406   |
| ②-①    |           | -     | -     | -     | 76    | 90    |

| 東部エリア  |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み |           | -     | -     | -     | 104   | 102   |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設 | -     | -     | -     | 119   | 127   |
|        | 特定地域型保育事業 | -     | -     | -     | 33    | 33    |
|        | 企業主導型保育事業 | -     | -     | -     | 0     | 0     |
|        | 合計        | -     | -     | -     | 152   | 160   |
| ②-①    |           | -     | -     | -     | 48    | 58    |

| 中部エリア  |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み |           | -     | -     | -     | 102   | 100   |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設 | -     | -     | -     | 72    | 72    |
|        | 特定地域型保育事業 | -     | -     | -     | 46    | 46    |
|        | 企業主導型保育事業 | -     | -     | -     | 0     | 0     |
|        | 合計        | -     | -     | -     | 118   | 118   |
| ②-①    |           | -     | -     | -     | 16    | 18    |

| 南部エリア  |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み |           | -     | -     | -     | 116   | 114   |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設 | -     | -     | -     | 84    | 84    |
|        | 特定地域型保育事業 | -     | -     | -     | 44    | 44    |
|        | 企業主導型保育事業 | -     | -     | -     | 0     | 0     |
|        | 合計        | -     | -     | -     | 128   | 128   |
| ②-①    |           | -     | -     | -     | 12    | 14    |

(4) 3号認定（共働き家庭等）【1・2歳】

1・2歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和4年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

|           |         |                                |
|-----------|---------|--------------------------------|
| 認可保育所     | 4か所(0)  | 東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)  |
| 認定こども園    | 26か所(3) | 東部:10か所(1)、中部:7か所(1)、南部:9か所(1) |
| 小規模保育事業等  | 24か所(0) | 東部:6か所(0)、中部:10か所(0)、南部:8か所(0) |
| 企業主導型保育事業 | 7か所(0)  | 東部:1か所(0)、中部:4か所(0)、南部:2か所(0)  |

(注) 企業主導型保育事業は、届出施設数（令和4年9月1日時点）

【量の見込みと確保方策】（単位：人）

| 市全体    |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み |           | -     | -     | -     | 1,624 | 1,587 |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設 | -     | -     | -     | 983   | 1,005 |
|        | 特定地域型保育事業 | -     | -     | -     | 303   | 303   |
|        | 企業主導型保育事業 | -     | -     | -     | 0     | 0     |
|        | 合計        | -     | -     | -     | 1,286 | 1,308 |
| ②-①    |           | -     | -     | -     | △338  | △279  |

| 東部エリア  |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み |           | -     | -     | -     | 580   | 571   |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設 | -     | -     | -     | 393   | 411   |
|        | 特定地域型保育事業 | -     | -     | -     | 70    | 70    |
|        | 企業主導型保育事業 | -     | -     | -     | 0     | 0     |
|        | 合計        | -     | -     | -     | 463   | 481   |
| ②-①    |           | -     | -     | -     | △117  | △90   |

| 中部エリア  |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み |           | -     | -     | -     | 496   | 490   |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設 | -     | -     | -     | 247   | 251   |
|        | 特定地域型保育事業 | -     | -     | -     | 129   | 129   |
|        | 企業主導型保育事業 | -     | -     | -     | 0     | 0     |
|        | 合計        | -     | -     | -     | 376   | 380   |
| ②-①    |           | -     | -     | -     | △120  | △110  |

| 南部エリア  |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み |           | -     | -     | -     | 548   | 526   |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設 | -     | -     | -     | 343   | 343   |
|        | 特定地域型保育事業 | -     | -     | -     | 104   | 104   |
|        | 企業主導型保育事業 | -     | -     | -     | 0     | 0     |
|        | 合計        | -     | -     | -     | 447   | 447   |
| ②-①    |           | -     | -     | -     | △101  | △79   |



## ◆ 見直し後の数値に対する評価と今後の受け皿確保について

この度の中間見直しにおいて、令和5年度及び令和6年度の量の見込みとそれに対する確保方策を算出したところ、前記(2)及び(4)のとおり2号認定及び3号認定(1-2歳)については、東部、中部、南部全ての地域において、確保方策の不足が見込まれ、今後更なる確保方策が必要との結果が得られました。

そのため、今後の対応策として、この間、本市が進めてきた公私連携による就学前教育・保育政策を発展・強化する観点から、私立認定こども園に対し定員の弾力化に対する協力をさらに要請するとともに、中長期的な観点からの受け皿の確保・充実に向けても、下記の対応を早急に検討・実施していきます。

### <確保方策の考え方>

現時点においても、定員弾力化を始め利用希望保護者に寄り添ったきめ細やかな利用調整を行うことにより、「待機児童(厚生労働省基準による)ゼロ」を4年連続して達成しており、ただちに不足数を全て補う施設規模、または定員の確保が必要となるものではありません。

また、既に人口減少社会に突入している我が国において、今後、合計特殊出生率の劇的な回復がない限り、長期的には就学前児童数が減少していくことが見込まれる状況にあります。

一方で、中期的観点からは、今回の中間見直しの評価結果に加え、令和3年4月にスタートした第6次守口市総合基本計画に定めたとおり、「いつまでも住み続けたいまち 守口」の実現に向けて、0歳から就学前教育・保育の無償化等により、将来的に子育て世帯(世代)の転入・定着を政策的に奨励している点を踏まえると、適切な確保方策の推進は不可欠です。

以上のことを総合的に勘案すると、ともすれば硬直的対応となりがちな公主導ではなく、本市がこの間推進してきた、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組みをしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいと考えます。

そこで、本市としては、今回の中間見直しにおける検証結果に基づく今後の確保方策について、以下の項目を中心に実施を検討していきます。

### <確保方策の具体的項目>

**【1】保育施設の新規募集及び新規認可による定員の拡大を図ります。**

**【2】民間認定こども園等の施設整備(建替等)の促進による定員の拡大を図ります。**

**【3】公立認定こども園の老朽化を踏まえた民間移管(注)と、これに伴う定員拡大及び利用児に対するサービスの拡充を図ります。**

(注) 現在の公立3施設の老朽化度等を踏まえ、令和7年度に外島認定こども園を民間移管。

**【4】民間認定こども園の教育・保育サービスの充実に向けてさらなる支援(注)を進めます。**

(注) 本市子ども行政としては、現在も利用児童の多数を占める市内民間園における利用児童の教育・保育環境の充実について、今後さらにしっかりとその責務を果たすべきと認識し、公立園1園の民間移管実現に伴い、将来確保可能と見込まれる財源は、全て市内民間園の利用児童の処遇改善に活用することを基本とします。

前記4項目に係る本中間見直し時点における確保方策に係る考え方を以下に記載します。

### 【1】保育施設の新規募集及び新規認可による定員の拡大について

#### ＜新規募集施設数又は認可施設数の見込みについて＞

中間見直しの結果や会議での意見を踏まえつつ、不足定員数を算出した上で必要施設数を決定していくこととなります。現時点では、0歳から5歳までの児童が通園することのできる保育所を1園ないし2園の認可を想定します。

また、募集する場合のエリアについては、すべてのエリアで不足が見込まれ、とりわけ中部エリアが多く不足が見込まれますが、市域が狭隘な本市においては、すでに居住地域を超えて園をご利用されている実態もあることから、現時点では、募集する場合のエリアを限定する予定はありません。今後、精査の上、募集施設数等を決定します。

### 【2】民間認定こども園等の施設整備（建替等）の促進による定員の拡大について

#### ＜具体的な民間認定こども園等の施設整備（建替等）の促進策について＞

現在、民間認定こども園等の施設整備（建替等）については、国基準に基づき補助金を交付しておりますが、施設整備の実施に伴う各民間園の児童の受け皿の拡大をさらに推進していくにあたり、引き続き各園の意向を踏まえつつ、より早く施設整備による受入定員の拡大を実施できるよう、財政支援を継続していきます。

### 【3】公立認定こども園の老朽化を踏まえた民間移管と、これに伴う定員拡大及び利用児に対するサービスの拡充について

#### ＜民間移管の前提となる財政負担の公私間格差について＞

公立園と民間園の運営費を比較すると、民間園の方が運営費が低廉で、また、国の財政措置等により公費負担も低くなります。

加えて、老朽化施設について、定員拡大のために施設整備（建替）を行う場合、公立園として建て替える場合は、全額市費負担（一部交付税措置あり）となりますが、民間園が施設整備する場合は、国の財政措置が導入できること等により市費負担は、国の基準額の1/12（保育所部分）となります。

以上のことから、同じ規模、定員による施設の整備（建替）にあたっては、国立民営方式とした方が必要な市費負担は少なく済み、その相当財源は、現在も利用児童が多数を占める市内民間園の教育・保育環境の充実に充てることができます。

#### ＜公立園がセーフティーネットとして果たすべきとされてきた役割について＞

配慮が必要な児童の受入など、かつて公立園がセーフティーネットとして果たすべきとされてきた役割については、すでに民間施設でも配慮が必要な児童の受入は行っていただいております。公立施設だけがその役割を全て担うものではなく、公民連携により市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要と考えています。

このため、この間も、障がい児加配補助の改定や医療的ケア児支援の新たな実施を行ってまいりましたが、今後も引き続き民間施設において受入できるよう、行政としてしっかりと支援を行ってまいります。

#### ＜民間移管を予定する園。外島認定こども園を想定する理由について＞

市立外島認定こども園は、建物の竣工が昭和57年4月であり、公立3園の中で、建物全体の老朽化が最も進行していることから、「外島認定こども園」を令和7年度から民間移管することを予定しました。

<民間移管の条件について>

現行定員を上回ることを除く民間移管の詳細な条件については、今後内容等を精査し、決定していきます。

<現在在園している児童について>

民間移管した場合であっても、当該園に在園する児童は、当然にこれまでと変わらず通園可能とし、卒園するまでの間、同施設での教育・保育サービスの提供を保障します。(※ただし、自ら転園を希望された場合は、通常の転園手続と同様の手続をしていただく必要が生じます)

<民間移管のスケジュールについて>

過去に民間移管をした際のスケジュールを参考に、現時点の想定では、本子ども・子育て会議でのご理解・ご承認（答申）がいただければ、令和4年度中に市としての方針を決定し、令和5年中に公募型プロポーザル方式により、民間移管する事業者を選定し、同年中には事業者を正式決定するスケジュールを見込んでいます。

その後は、令和6年度に一年間をかけて引継ぎ保育を実施し、令和7年4月からの円滑な移管開始を想定しています。

**【4】民間認定こども園の教育・保育サービスの充実に向けてさらなる支援について**

<支援の対象について>

児童の受入れ定員の確保方策として、本市は民間主導による確保策を講じ、これを推進していくことの方が望ましいと考えております。

そのため、市としては、民間主導で進める確保方策を後押しする形での支援方策が重要と考えています。今後の支援内容は民間園を利用する児童の処遇改善に着目した支援を中心に検討していくこととします。

<支援の内容について>

具体的な内容は、実態に即した効果的な支援となるよう園の運営のあたる民間事業者の意見等をしっかり聴取した上で、公私が連携することで、利用園児の教育・保育の充実につながるメニューを立案ないし充実を図ります。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策および実施時期

#### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）【0～5歳】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間および通常の利用日以外の日において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【令和4年度現在の実施体制】（ ）内の数字は、公立施設数。

|          |         |                                |
|----------|---------|--------------------------------|
| 認可保育所    | 4か所(0)  | 東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)  |
| 認定こども園   | 26か所(3) | 東部:10か所(1)、中部:7か所(1)、南部:9か所(1) |
| 小規模保育事業等 | 24か所(0) | 東部:6か所(0)、中部:10か所(0)、南部:8か所(0) |

#### 【量の見込みと確保方策】

| 市全体    |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 人/年     | -     | -     | 1,870 | 1,872 | 1,864 |
| ②確保方策  | 人/年     | -     | -     | 1,870 | 1,872 | 1,864 |
|        | 施設数(か所) | -     | -     | 55    | 55    | 55    |
| ②-①    |         | -     | -     | 0     | 0     | 0     |

| 東部エリア  |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 人/年     | -     | -     | 718   | 718   | 715   |
| ②確保方策  | 人/年     | -     | -     | 718   | 718   | 715   |
|        | 施設数(か所) | -     | -     | 18    | 18    | 18    |
| ②-①    |         | -     | -     | 0     | 0     | 0     |

| 中部エリア  |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 人/年     | -     | -     | 517   | 518   | 516   |
| ②確保方策  | 人/年     | -     | -     | 517   | 518   | 516   |
|        | 施設数(か所) | -     | -     | 19    | 19    | 19    |
| ②-①    |         | -     | -     | 0     | 0     | 0     |

| 南部エリア  |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 人/年     | -     | -     | 635   | 636   | 633   |
| ②確保方策  | 人/年     | -     | -     | 635   | 636   | 633   |
|        | 施設数(か所) | -     | -     | 18    | 18    | 18    |
| ②-①    |         | -     | -     | 0     | 0     | 0     |

#### 【確保の内容】

認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等において必要量を確保します。

(2) 放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ：入会児童室）【小学生】

就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校等の余剰教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

守口市では、入会児童室については、低学年（小学校等の1～3年生）を対象としており、令和元年度からは民間委託により、開設時間の延長などサービス拡充を図りました。民間委託し、3年以上が経過しましたが、この間のご利用家庭の保護者アンケートにおいても肯定的な回答が9割近くにのぼり、そのサービス内容にはおおむね評価をいただいているところです。また、高学年（小学校等の4～6年生）の児童については、地域のボランティアの方々のお力添えて、すべての市立小学校等で実施している登録児童室を活用して対応しています。今後も引き続き2つの児童クラブを活用して児童の受入れを行います。なお、障がいのある児童の受入れについては、本人の状況や保護者の意向などを含め丁寧な相談等を経て、今後も民間事業者とともに多様なサービス提供により適切に対応します。

【令和4年度現在の実施体制】

|        |      |
|--------|------|
| 市立小学校等 | 14か所 |
|--------|------|

① 低学年【小学校等の1～3年生】

【量の見込みと確保方策】

| 市全体    |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 人/年     | -     | -     | -     | 1,010 | 1,015 |
| ②確保方策  | 人/年     | -     | -     | -     | 1,010 | 1,015 |
|        | 施設数(か所) | -     | -     | -     | 14    | 14    |
| ②-①    |         | -     | -     | -     | 0     | 0     |

| 東部エリア  |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 人/年     | -     | -     | -     | 362   | 364   |
| ②確保方策  | 人/年     | -     | -     | -     | 362   | 364   |
|        | 施設数(か所) | -     | -     | -     | 6     | 6     |
| ②-①    |         | -     | -     | -     | 0     | 0     |

| 中部エリア  |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 人/年     | -     | -     | -     | 271   | 272   |
| ②確保方策  | 人/年     | -     | -     | -     | 271   | 272   |
|        | 施設数(か所) | -     | -     | -     | 4     | 4     |
| ②-①    |         | -     | -     | -     | 0     | 0     |

| 南部エリア  |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 人/年     | -     | -     | -     | 377   | 379   |
| ②確保方策  | 人/年     | -     | -     | -     | 377   | 379   |
|        | 施設数(か所) | -     | -     | -     | 4     | 4     |
| ②-①    |         | -     | -     | -     | 0     | 0     |

### 【確保の内容】

もりぐち児童クラブ入会児童室について、この間も利用児童数の増加傾向にあったクラブについて、施設整備を図るなど環境改善に努めてきました。今後もすべての市立小学校等の敷地内施設を引き続き活用して実施することを基本に学校及び市教育委員会と協議を行い、今後の利用ニーズに対応した事業実施場所の適切な確保を図ります。

なお、本市のもりぐち児童クラブ入会児童室事業（小学校等の1～3年生）については、平成31年度から業務委託としていますが、受託事業者においては市が定めた仕様書等に基づき、利用者負担金を据え置いたままで開設時間の延長を実施したほか、児童の安全確保のため、入退室管理システムの導入を図るなど種々のサービス向上が図られており、利用者へのアンケートにおいても評価をいただいております。

今後も支援員等のさらなる資質の向上、保護者や児童が安心して利用できる環境づくり、危機事象発生時の迅速対応や未然防止に向けたマニュアルの励行などの指導を徹底し、現契約終了（令和6年3月末）に続く次期委託についても、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行い、引き続き民間委託による、よりよい放課後児童健全育成事業の実施に努めます。

なお、保護者等の選択肢の拡大の観点から、民間の放課後児童健全育成事業の実施の届出があった場合については、事業実施基準を厳格に審査した上で、その「届出」を受理し、保護者の選択による利用の促進を可能とします。

② 高学年【小学校等の4～6年生】（参考）

【量の見込みと確保方策】

| 市全体    |         | 令和<br>2年度       | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|--------|---------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 人/年     | -               | -         | 220       | 217       | 218       |
| ②確保方策  | 人/年     | 登録児童室を活用して対応します |           |           |           |           |
|        | 施設数(か所) | -               | -         | 14        | 14        | 14        |

| 東部エリア  |         | 令和<br>2年度       | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|--------|---------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 人/年     | -               | -         | 84        | 83        | 83        |
| ②確保方策  | 人/年     | 登録児童室を活用して対応します |           |           |           |           |
|        | 施設数(か所) | -               | -         | 6         | 6         | 6         |

| 中部エリア  |         | 令和<br>2年度       | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|--------|---------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 人/年     | -               | -         | 63        | 62        | 62        |
| ②確保方策  | 人/年     | 登録児童室を活用して対応します |           |           |           |           |
|        | 施設数(か所) | -               | -         | 4         | 4         | 4         |

| 南部エリア  |         | 令和<br>2年度       | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|--------|---------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①量の見込み | 人/年     | -               | -         | 73        | 72        | 73        |
| ②確保方策  | 人/年     | 登録児童室を活用して対応します |           |           |           |           |
|        | 施設数(か所) | -               | -         | 4         | 4         | 4         |

**【確保の内容】**

高学年（小学校等の4～6年生）の児童については、すべての市立小学校等で実施しているもりぐち児童クラブ登録児童室を活用して対応することとします。

なお、保護者等の選択肢の拡大の観点から、民間の放課後児童健全育成事業の実施の届出のあった場合については、事業実施基準を厳格に審査した上で、その「届出」を受理し、保護者の選択による利用の促進を可能とします。

### (3) 子育て短期支援事業【0～5歳】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

#### 【令和4年度現在の実施体制】

|         |     |
|---------|-----|
| 児童養護施設等 | 7か所 |
|---------|-----|

#### 【量の見込みと確保方策(市全体)】

| 市全体    |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 人日/年    | -     | -     | 105   | 105   | 105   |
| ②確保方策  | 人日/年    | -     | -     | 105   | 105   | 105   |
|        | 施設数(か所) | -     | -     | 7     | 7     | 7     |
| ②-①    |         | -     | -     | 0     | 0     | 0     |

#### 【確保の内容】

新型コロナウイルス感染症により、施設側の受け入れ態勢が整わない、または利用を控えるなどの影響が生じ、利用が減少しました。保護者のニーズに対応できるよう、乳児の受け入れ可能な施設を増やすため、令和3年度より新たに受け入れ施設数を5施設から7施設へ拡充しました。

引き続き、現在の実施施設数を維持し、必要量の確保を図ります。



#### (4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

##### 【令和4年度現在の実施体制】

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 子育て世代包括支援センター、市立児童センター、私立認定こども園 | 8か所 |
|---------------------------------|-----|

##### 【量の見込みと確保方策】

| 市全体    |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|--------|---------|-------|-------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 人日/年    | -     | -     | 31,386 | 30,942 | 30,433 |
| ②確保方策  | 人日/年    | -     | -     | 31,386 | 30,942 | 30,433 |
|        | 施設数(か所) | -     | -     | 8      | 8      | 8      |
| ②-①    |         | -     | -     | 0      | 0      | 0      |

| 東部エリア  |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|--------|---------|-------|-------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 人日/年    | -     | -     | 18,320 | 18,060 | 17,764 |
| ②確保方策  | 人日/年    | -     | -     | 18,320 | 18,060 | 17,764 |
|        | 施設数(か所) | -     | -     | 3      | 3      | 3      |
| ②-①    |         | -     | -     | 0      | 0      | 0      |

| 中部エリア  |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|--------|---------|-------|-------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 人日/年    | -     | -     | 11,013 | 10,858 | 10,679 |
| ②確保方策  | 人日/年    | -     | -     | 11,013 | 10,858 | 10,679 |
|        | 施設数(か所) | -     | -     | 3      | 3      | 3      |
| ②-①    |         | -     | -     | 0      | 0      | 0      |

| 南部エリア  |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 人日/年    | -     | -     | 2,053 | 2,024 | 1,990 |
| ②確保方策  | 人日/年    | -     | -     | 2,053 | 2,024 | 1,990 |
|        | 施設数(か所) | -     | -     | 2     | 2     | 2     |
| ②-①    |         | -     | -     | 0     | 0     | 0     |

##### 【確保の内容】

新型コロナウイルス感染症による事業の一時停止や感染拡大防止対策のための利用制限などにより、利用が減少しました。また、市民の利便性及び市全体のバランスを踏まえ、令和2年10月に南部エリアに新たな地域子育て支援拠点事業を1か所確保しました。

引き続き、現在の実施施設数を維持し、必要量の確保を図ることに加え、身近な子育ての交流、相談の場としてその利用が一層促進されるよう、実施園においてもPRの充実や事業の充実に努めていただくとともに、市と各地域子育て支援拠点の連携強化に加え、子育て世代包括支援センターの体制強化やこども見守り強化事業における民間団体の活用などにより、各地域で在宅の子育て世帯や課題を抱える子どもとその家庭を支援する取組を充実強化します。

なお、児童センターは、子育て支援の拠点施設としての機能の拡充を行い、東部地域における拠点施設とするとともに運営手法について見直しを図ります。(※)

※第3次もりぐち改革ビジョン(案)

(5) 一時預かり事業等

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

- ① 幼稚園における在園児（1号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）【3～5歳】
- ② 幼稚園における在園児（2号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）【3～5歳】（新2号）

【令和4年度現在の実施体制】（ ）内の数字は、公立施設数。

|        |                 |  |
|--------|-----------------|--|
| 幼稚園    | <u>1</u> か所(0)  | 東部:0か所(0)、中部: <u>1</u> か所(0)、南部:0か所(0)           |
| 認定こども園 | <u>26</u> か所(3) | 東部:10か所(1)、中部: <u>7</u> か所(1)、南部: <u>9</u> か所(1) |

【量の見込みと確保方策】

| 市全体        |    |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度         | 令和5年度         | 令和6年度         |
|------------|----|---------|-------|-------|---------------|---------------|---------------|
| ①量の<br>見込み | 1号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 2号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 合計 | 人日/年    | -     | -     | <u>68,900</u> | <u>69,849</u> | <u>70,736</u> |
| ②確保<br>方策  | 1号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 2号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 合計 | 人日/年    | -     | -     | <u>68,900</u> | <u>69,849</u> | <u>70,736</u> |
|            |    | 施設数(か所) | -     | -     | <u>27</u>     | <u>27</u>     | <u>27</u>     |
| ②-①        |    |         | -     | -     | <u>0</u>      | <u>0</u>      | <u>0</u>      |

| 東部エリア      |    |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度         | 令和5年度         | 令和6年度         |
|------------|----|---------|-------|-------|---------------|---------------|---------------|
| ①量の<br>見込み | 1号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 2号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 合計 | 人日/年    | -     | -     | <u>24,060</u> | <u>24,391</u> | <u>24,701</u> |
| ②確保<br>方策  | 1号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 2号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 合計 | 人日/年    | -     | -     | <u>24,060</u> | <u>24,391</u> | <u>24,701</u> |
|            |    | 施設数(か所) | -     | -     | <u>10</u>     | <u>10</u>     | <u>10</u>     |
| ②-①        |    |         | -     | -     | <u>0</u>      | <u>0</u>      | <u>0</u>      |

| 中部エリア      |    |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度         | 令和5年度         | 令和6年度         |
|------------|----|---------|-------|-------|---------------|---------------|---------------|
| ①量の<br>見込み | 1号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 2号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 合計 | 人日/年    | -     | -     | <u>21,621</u> | <u>21,919</u> | <u>22,197</u> |
| ②確保<br>方策  | 1号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 2号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 合計 | 人日/年    | -     | -     | <u>21,621</u> | <u>21,919</u> | <u>22,197</u> |
|            |    | 施設数(か所) | -     | -     | <u>8</u>      | <u>8</u>      | <u>8</u>      |
| ②-①        |    |         | -     | -     | <u>0</u>      | <u>0</u>      | <u>0</u>      |

| 南部エリア      |    |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度         | 令和5年度         | 令和6年度         |
|------------|----|---------|-------|-------|---------------|---------------|---------------|
| ①量の<br>見込み | 1号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 2号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 合計 | 人日/年    | -     | -     | <u>23,219</u> | <u>23,539</u> | <u>23,838</u> |
| ②確保<br>方策  | 1号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 2号 | 人日/年    | -     | -     | <u>二</u>      | <u>二</u>      | <u>二</u>      |
|            | 合計 | 人日/年    | -     | -     | <u>23,219</u> | <u>23,539</u> | <u>23,838</u> |
|            |    | 施設数(か所) | -     | -     | <u>9</u>      | <u>9</u>      | <u>9</u>      |
| ②-①        |    |         | -     | -     | <u>0</u>      | <u>0</u>      | <u>0</u>      |

【確保の内容】

認定こども園および私立幼稚園による事業が想定され、必要量を確保できる見込みです。

③ 上記①②以外の一時預かり（幼稚園における在園児（1・2号認定）以外）【0～5歳】

【令和4年度現在の実施体制】（ ）内の数字は、公立施設数。

|           |                |   |
|-----------|----------------|---|
| 認可保育所     | 1か所(0)         | 東部:1か所(0)、中部:0か所(0)、南部:0か所(0)                   |
| 認定こども園    | 11か所(0)        | 東部:4か所(0)、中部: <u>3</u> か所(0)、南部: <u>4</u> か所(0) |
| 小規模保育事業等  | <u>7</u> か所(0) | 東部:2か所(0)、中部: <u>3</u> か所(0)、南部:2か所(0)          |
| 企業主導型保育事業 | <u>2</u> か所(0) | 東部:0か所(0)、中部:1か所(0)、南部: <u>1</u> か所(0)          |

【量の見込みと確保方策】 （注）夜間養護等事業は確保方策を設定していません。

| 市全体       |                    | 令和2年度   | 令和3年度 | 令和4年度        | 令和5年度        | 令和6年度        |
|-----------|--------------------|---------|-------|--------------|--------------|--------------|
| ①量の見込み    | 人日/年               | -       | -     | <u>3,731</u> | <u>3,677</u> | <u>3,617</u> |
| ②確保<br>方策 | 一時<br>預かり          | 人日/年    | -     | -            | <u>2,077</u> | <u>2,046</u> |
|           |                    | 施設数(か所) | -     | -            | <u>21</u>    | <u>21</u>    |
|           | ファミサポ <sup>®</sup> | 人日/年    | -     | -            | <u>1,654</u> | <u>1,631</u> |
|           | 合計                 | (人日)    | -     | -            | <u>3,731</u> | <u>3,677</u> |
| ②-①       |                    | -       | -     | <u>0</u>     | <u>0</u>     | <u>0</u>     |

| 東部エリア     |                    | 令和2年度   | 令和3年度 | 令和4年度        | 令和5年度        | 令和6年度        |
|-----------|--------------------|---------|-------|--------------|--------------|--------------|
| ①量の見込み    | 人日/年               | -       | -     | <u>1,119</u> | <u>1,103</u> | <u>1,085</u> |
| ②確保<br>方策 | 一時<br>預かり          | 人日/年    | -     | -            | <u>623</u>   | <u>614</u>   |
|           |                    | 施設数(か所) | -     | -            | <u>7</u>     | <u>7</u>     |
|           | ファミサポ <sup>®</sup> | 人日/年    | -     | -            | <u>496</u>   | <u>489</u>   |
|           | 合計                 | (人日)    | -     | -            | <u>1,119</u> | <u>1,103</u> |
| ②-①       |                    | -       | -     | <u>0</u>     | <u>0</u>     | <u>0</u>     |

| 中部エリア     |                    | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度    | 令和<br>5年度    | 令和<br>6年度    |
|-----------|--------------------|-----------|-----------|--------------|--------------|--------------|
| ①量の見込み    | 人日/年               | -         | -         | <u>2,033</u> | <u>2,004</u> | <u>1,971</u> |
| ②確保<br>方策 | 一時<br>預かり          | 人日/年      | -         | <u>1,122</u> | <u>1,105</u> | <u>1,084</u> |
|           |                    | 施設数(か所)   | -         | <u>7</u>     | <u>7</u>     | <u>7</u>     |
|           | ファミサポ <sup>o</sup> | 人日/年      | -         | <u>911</u>   | <u>899</u>   | <u>887</u>   |
|           | 合計                 | (人日)      | -         | <u>2,033</u> | <u>2,004</u> | <u>1,971</u> |
| ②-①       |                    | -         | -         | <u>0</u>     | <u>0</u>     | <u>0</u>     |

| 南部エリア     |                    | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度  | 令和<br>5年度  | 令和<br>6年度  |
|-----------|--------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| ①量の見込み    | 人日/年               | -         | -         | <u>579</u> | <u>570</u> | <u>561</u> |
| ②確保<br>方策 | 一時<br>預かり          | 人日/年      | -         | <u>332</u> | <u>327</u> | <u>321</u> |
|           |                    | 施設数(か所)   | -         | <u>7</u>   | <u>7</u>   | <u>7</u>   |
|           | ファミサポ <sup>o</sup> | 人日/年      | -         | <u>247</u> | <u>243</u> | <u>240</u> |
|           | 合計                 | (人日)      | -         | <u>579</u> | <u>570</u> | <u>561</u> |
| ②-①       |                    | -         | -         | <u>0</u>   | <u>0</u>   | <u>0</u>   |

#### 【確保の内容】

認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等のほか企業主導型保育事業においても必要量を確保します。また、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）による確保も見込んでいきます。

(6) 病児保育事業（病後児保育を含む）

病児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【令和4年度現在の実施体制】（ ）内の数字は、公立施設数。

|        |        |                               |
|--------|--------|-------------------------------|
| 認定こども園 | 3か所(0) | 東部:0か所(0)、中部:0か所(0)、南部:3か所(0) |
|--------|--------|-------------------------------|

【量の見込みと確保方策(市全体)】

| 市全体    |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 人日/年    | -     | -     | 2,828 | 2,830 | 2,818 |
| ②確保方策  | 人日/年    | -     | -     | 2,828 | 2,830 | 2,818 |
|        | 施設数(か所) | -     | -     | 5     | 5     | 5     |
| ②-①    |         | -     | -     | 0     | 0     | 0     |

【確保の内容】

市全体では確保方策は充足できる見込みです。現在、実施施設が南部エリアに集中していること等を踏まえ、各エリアにおいて事業実施施設を設けることや、医療機関併設型の事業実施施設の配置を検討するなど、一層保護者のニーズや利便性の向上に対応できるよう取組みを進めます。

また、利用促進に向け、病児保育事業の市民に対するさらなる周知活動にも努めていきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【小学生】

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。なお、量の見込みと確保策については小学生のみが対象です。

【令和4年度現在の実施体制】

|                  |     |
|------------------|-----|
| 守口市子育て世代包括支援センター | 1か所 |
|------------------|-----|

① 低学年【小学校等の1～3年生】

【量の見込みと確保方策(市全体)】

| 市全体    |      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 人日/年 | -     | -     | 378   | 404   | 385   |
| ②確保方策  | 人日/年 | -     | -     | 378   | 404   | 385   |
| ②-①    |      | -     | -     | 0     | 0     | 0     |

② 高学年【小学校等の4～6年生】

【量の見込みと確保方策(市全体)】

| 市全体    |      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 人日/年 | -     | -     | 14    | 15    | 15    |
| ②確保方策  | 人日/年 | -     | -     | 14    | 15    | 15    |
| ②-①    |      | -     | -     | 0     | 0     | 0     |

【確保の内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時、利用が減少したものの、感染拡大防止対策を図りながら学校園・経済活動が平常化に向かっており、利用ニーズが高まっています。

引き続き、必要な確保量を見込んでいます。

今後も引き続き、様々な方法で事業の周知を図り、会員拡大に努めるなど、より多くの市民が利用できるよう努めます。

(8) 利用者支援事業（母子保健型）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、子育て世代包括支援センターを中心に保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、関係機関等と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策(市全体)】

| 市全体    |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 施設数(か所) | -     | -     | 1     | 1     | 1     |
| ②確保方策  | 施設数(か所) | -     | -     | 1     | 1     | 1     |
| ②-①    |         | -     | -     | 0     | 0     | 0     |

【確保の内容】

令和4年度から子育て世代包括支援センターを児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」として位置づけ、関係機関との連携を強化するとともに体制整備と機能強化を図っています。

今後も引き続き、子育て世代包括支援センター（子ども家庭総合支援拠点）を中心に妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を実施するため、相談・支援体制の充実強化に努めます。

(9) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策(市全体)】

| 市全体    |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度         | 令和5年度         | 令和6年度         |
|--------|-----------|-------|-------|---------------|---------------|---------------|
| ①量の見込み | 妊娠届出数(人)  | -     | -     | <u>1,156</u>  | <u>1,080</u>  | <u>1,062</u>  |
|        | 延回数(人回/年) | -     | -     | <u>13,148</u> | <u>12,290</u> | <u>12,077</u> |
| ②確保方策  | 人/年       | -     | -     | <u>1,156</u>  | <u>1,080</u>  | <u>1,062</u>  |
|        | 延回数(人回/年) | -     | -     | <u>13,148</u> | <u>12,290</u> | <u>12,077</u> |
| ②-①    |           | -     | -     | <u>0</u>      | <u>0</u>      | <u>0</u>      |

【確保の内容】

直近2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行下にあり、感染への懸念から、妊娠活動の見送りや妊婦検診の受診控えで量の減少が見られました。

引き続き、すべての妊婦を対象として必要な事業量を確保します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策(市全体)】

| 市全体    |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 人/年 | -     | -     | 1,088 | 1,015 | 998   |
| ②確保方策  | 人/年 | -     | -     | 1,088 | 1,015 | 998   |
| ②-①    |     | -     | -     | 0     | 0     | 0     |

【確保の内容】

新型コロナウイルス感染症により、感染を懸念し訪問を拒否するなどの影響が生じましたが、電話訪問や4か月児健診を通じ、市内のすべての子育て家庭の把握に努めています。

引き続き、すべての乳児を対象として必要な事業量を確保します。

(11) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保方策(市全体)】

| 市全体    |      | 令和2年度                                    | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|------|--|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 人/年  | -  | -     | 34    | 34    | 34    |
| ②確保方策  | 実施体制 | <u>相談員による訪問 または 委託事業所からのヘルパーの派遣により対応</u> |       |       |       |       |

【確保の内容】

令和2年度より従来の相談型に加え、育児家事援助型として委託事業所からヘルパーの派遣を開始し、保護者のニーズや各家庭の課題に応じた家事の援助（掃除や洗濯、調理等）を行なうことで、保護者の養育負担の軽減やネグレクトの改善を図っています。

今後も、市の専門職員それぞれがスキルアップを図るとともに、民間団体や関係機関と連携を強化しながら、支援を要する子どもとその家庭の実情を把握し、組織としてリスクや課題を適切に評価、判断したうえで、計画的かつ効果的に訪問支援を実施する体制を整備し、各家庭の課題に応じて、養育支援訪問事業など必要な支援へとつないでいきます。



## (11) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会等）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

児童を取り巻く家庭環境が多様化していることを踏まえ、市では保健師等の専門職を配置した子育て世代包括支援センターを中心に、地域の様々な関係機関と連携をとりながらワンストップで切れ目のない支援を行います。さらに、児童虐待対応の専門家も外部アドバイザーとして招聘し、構成員の専門性向上に努めます。また、守口市児童虐待防止地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の構成員の一層の連携強化を図るため、研修等を開催するとともに、当該協議会が発行した児童虐待対応マニュアルを配布し、児童虐待発見時の対応方法や、要保護児童をモニタリングする際のポイント等を支援関係者や関係機関と共有し、構成員間の連携強化に努めます。

また、令和4年度から、子育て世代包括支援センターを児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」として位置づけ、関係機関との連携を強化するとともに体制整備と機能強化を図っています。今後も、増加傾向にある児童虐待をはじめとする家庭児童相談へ適切に対処するとともに、多様化、複雑化する問題を抱える子どもとその家庭及び妊産婦に対し、関係機関等が連携し、実情の把握から相談、支援へとつなげていくため、相談・支援体制の充実強化に努めます。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等の一部を助成する事業です。

令和2年4月より、本事業の対象となる子どもを含む、認定こども園及び保育所等を利用する1・2号認定子ども及び子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する子どもの給食費のうち副食費相当額について補助しています。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

守口市における子育て支援サービスの充実を図るため、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を実施できる多様な事業者の新規参入を支援するほか、これまで市としては、特別な支援が必要な子どもの受入については、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要と考え、障がい児加配補助制度（平成30年度拡充）の実施や、医療的ケア児受入支援事業の実施などにより、民間園での受入れ体制を構築・支援するための施策を充実してきました。

今後も引き続き、民間園での円滑な受入れをさらに促進するために、行政としてしっかり支援していくとともに、市全体における質の高い適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

## 4. 教育・保育の一体的な提供と推進に対する体制の確保

### (1) 教育・保育の一体的な提供のための方策

認定こども園において、一体的な教育・保育を行うためには、保育教諭等の一人ひとりが教育・保育への理解を深める必要があります。守口市では、市が主体となって、保育教諭等への官民合同の研修の実施など、実践的な研修を受けられる体制を整えます。

また、民間園における新たな保育教諭等を確保するための支援として、近隣の保育士養成校を卒業した保育士資格取得者が市内の就学前施設等に就業できるよう、市と保育士養成校が連携し、就職希望者に対して就職先を紹介するなどの取組みに努めます。さらに、現在、市内の教育・保育施設で働いている保育教諭等についても就業継続・離転職防止に向け、国や大阪府による財政支援等も積極的に活用を図りながら、その支援に努めます。

### (2) 認定こども園への移行促進及び移行に向けた必要な支援について

守口市では、待機児童の解消と質の高い教育・保育を確保するために認定こども園の普及に努めた結果、この間、市内にある多くの教育・保育施設が認定こども園に移行しました。今後も守口市では、引き続き、市内の教育・保育施設の認定こども園への移行を促進します。

また、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所に対し、円滑な移行のために必要な支援に努めます。具体的には、幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたり、国や大阪府による財政支援が講じられる場合には、その積極的な活用を図るとともに、認定こども園への移行が円滑に進むよう認可等の申請書類作成に係る相談、助言等の支援に努めます。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方

さまざまな子育てニーズに対応するため、教育・保育施設等の利用にかかる施設型給付・地域型保育給付や多様な地域子ども・子育て支援事業を重層的に行うことにより、切れ目のない多様な子育て支援を実施します。その際には、利用者の置かれている環境に応じたサービスを受けることができるよう、各関係機関が連携し、支援を行うよう努めます。

### (4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的な考え方

地域型保育事業者が教育・保育施設と円滑に連携施設の設定が行えるよう、引き続き、市が必要な支援等を行います。

また、幼児期の教育・保育と小学校教育との連携については、市が作成した接続期カリキュラムを活用するなど、すべての就学前施設が市立小学校等と連携・交流を図ることができるよう支援します。同時に、認定こども園等に勤務する保育教諭等と小学校等に勤務する小学校教諭がお互いの教育や各施設で行われている取組みを理解するための交流や情報交換ができる場を設けるなど、認定こども園等での幼児教育・保育を終えた子どもたちが円滑に小学校等での環境に適応できるような取組みを進めます。

## 5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

### (1) 子育てのための施設等利用給付にかかる給付方法について

施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、年に数回に分けて実施することとし、特定子ども・子育て支援施設等に対しても当該施設の資金繰りに支障をきたすことのないよう給付の時期についても配慮します。

### (2) 大阪府との連携について

都道府県に対し、施設等の所在、運営状況、監督状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使の際には、大阪府と連携を図ります。